一　当該内国法人の当該事業年度終了の時の法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する当該国外事業所等に帰せられる貸出債権の額について、第二十八条の六第一号に掲げる危険を勘案して計算した金額

二　貸出債権リスク額

2　前項の規定の適用がある場合における令第百四十一条の二第七項及び第八項の規定の適用については、これらの規定に規定する危険勘案資産額には、前項各号に掲げる金額を含むものとする。

第二十九条の二中「第六十九条第六項」を「第六十九条第十二項」に改め、同条第一号中「第六十九条第五項」を「第六十九条第十一項」に改め、同条第二号中「第六十九条第五項第二号」を「第六十九条第十一項第二号」に改め、同条第四号及び第五号中「第六十九条第五項」を「第六十九条第十一項」に改める。

第二十九条の三第一項中「第六十九条第十項」を「第六十九条第十六項」に改め、同項第二号中「第六十九条第八項」を「第六十九条第十四項」に改め、同項第三号中「第六十九条第五項に」を「第六十九条第十一項に」に、「）において生じた」を「）である他の内国法人において生じた」に、「第六十九条第五項第二号」を「第六十九条第十一項第二号」に改め、同条第二項中「第六十九条第十項」を「第六十九条第十六項」に改め、同項第二号中「第九条の七第四項ただし書」を「第九条の七第六項ただし書」に、「第四十八条の十三第五項ただし書」を「第四十八条の十三第七項ただし書」に改める。

第三十条中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十七項」に改め、第二編第一章第二節中同条の次に次の二条を加える。

（国外事業所等帰属外部取引に関する書類）

第三十条の二　法第六十九条第十九項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第六十九条第十九項に規定する内国法人の国外事業所等（同条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に帰せられる取引（以下この条において「国外事業所等帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類

二　法第六十九条第十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等（同条第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該国外事業所等帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類

三　法第六十九条第十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外事業所等帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四　法第六十九条第十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

（内部取引に関する書類）

第三十条の三　法第六十九条第二十項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第六十九条第二十項の内国法人の国外事業所等と本店等との間の同条第四項第一号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し

二　法第六十九条第二十項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において使用した資産の明細並びに当該内部取引に係る負債の明細を記載した書類

三　法第六十九条第二十項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四　法第六十九条第二十項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

五　その他内部取引に関連する事実（資産の移転、役務の提供その他内部取引に関連して生じた事実をいう。）が生じたことを証する書類

第三十二条第二項及び第三十四条第二項中「第二十九条第八項」を「第二十九条第六項」に改める。

第三十七条第三項第二号中「第二十二条の四十五第四項第六号」を「第二十二条の四十五第四項第六号」に、「第二十二条の四十六第六号」を「第二十二条の四十六第三項第六号（新事業開拓事業者投資損失準備金）、第二十二条の四十七第六号」に、「第二十二条の四十八第六号」に、「第二十二条の六十九第七項第七号及び第九項第七号」を「第二十二条の六十九第六項第七号及び第八項第七号」に改める。

第三十七条の三の三第一号を次のように改める。

一　法第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人である連結法人の名称

第三十七条の六第一項第三号中「）において生じた」を「）である他の内国法人において生じた」に改め、同条第二項第二号中「第九条の七第四項ただし書」を「第九条の七第六項ただし書」に、「第四十八条の十三第五項ただし書」を「第四十八条の十三第七項ただし書」に改める。

第二編第一章の二第二節中第三十七条の七の次に次の二条を加える。

（国外事業所等帰属外部取引に関する書類）

第三十七条の七の二　法第八十一条の十五第十二項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第八十一条の十五第十二項に規定する連結法人の国外事業所等（法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する国外事業所等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に帰せられる取引（以下この条において「国外事業所等帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類

二　法第八十一条の十五第十二項の連結法人の国外事業所等及び本店等（法第六十九条第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該国外事業所等帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類

三　法第八十一条の十五第十二項の連結法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外事業所等帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四　法第八十一条の十五第十二項の連結法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類